

議案第7号

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に、「教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とを「教育・保育給付認定子ども」とに改める。

第36条第3項中「第6条第2項中「利用」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用」に、「教育・保育給付認定子どもの総数」と、「」を「教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）の公布による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、重要事項の書面掲示を義務付けるアナログ規制の見直し等所要の改正を行うため、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する必要がある。

令和6年3月14日原案可決